

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【公開番号】特開2019-122706(P2019-122706A)

【公開日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2018-6901(P2018-6901)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

特定事象の発生にもとづいて遊技価値を付与可能な遊技価値付与手段と、

付与された遊技価値を表示可能な表示手段と、

特定事象の発生回数を集計可能な集計手段と、

集計された前記特定事象の発生回数に対応した対応表示を含む所定演出を実行可能な演出実行手段と、

を備え、

前記演出実行手段は、

前記特定事象の発生回数に対応して前記対応表示を更新可能であり、

前記特定事象の発生回数が所定回数に達した後に前記特定事象が発生したことにもとづいて、前記対応表示の更新を実行せずに前記所定演出を実行することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段Aの遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

特定事象の発生にもとづいて遊技価値を付与可能な遊技価値付与手段と、

付与された遊技価値を表示可能な表示手段と、

特定事象の発生回数を集計可能な集計手段と、

集計された前記特定事象の発生回数に対応した対応表示を含む所定演出を実行可能な演出実行手段と、

を備え、

前記演出実行手段は、

前記特定事象の発生回数に対応して前記対応表示を更新可能であり、

前記特定事象の発生回数が所定回数に達した後に前記特定事象が発生したことにもとづいて、前記対応表示の更新を実行せずに前記所定演出を実行することを特徴としている。

前記課題を解決するために、本発明の手段1に記載の遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、特定事象の発生（遊技球のいずれかの入賞口への入賞）にもとづいて該発生した特定事象に対応する大きさの遊技価値（例えば、賞球）を付与可能な遊技価値付与手段（例えば、CPU103が図10-7に示す賞球処理を実行する部分）と、付与された遊技価値を集計可能な遊技価値集計手段（例えば、演出制御用CPU120が図10-14～図10-17に示す賞球数表示処理を実行する部分）と、集計された集計遊技価値を表示可能な集計遊技価値表示手段（例えば、演出制御用CPU120が図10-14～図10-17に示す賞球数表示処理を実行する部分）と、前記特定事象の発生にもとづいて、前記遊技価値付与手段による遊技価値の付与に関連する特定演出（例えば、入賞報知演出）を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120が図10-19に示す入賞報知演出実行処理を実行する部分）と、を備え、

前記集計遊技価値表示手段は、集計遊技価値が所定の大きさに達した後に集計遊技価値を更新せず（例えば、図10-21に示すように、第1賞球数カウンタの値141SG005Aや第2賞球数カウンタの値141SG005Bは、集計可能な上限値に達した後は、更に賞球が払い出されても上限値から更新されない部分）、

前記演出実行手段は、集計遊技価値が所定の大きさに達したか否かに関わらず、前記特定演出を実行可能である（例えば、図10-20及び図10-21に示すように、第1賞球数カウンタの値141SG005Aや第2賞球数カウンタの値141SG005Bが集計可能な上限値に達しているか否かにかかわらず、遊技球がいずれかの入賞口に入賞したことにもとづいて入賞報知演出が実行される部分）ことを特徴としている。

この特徴によれば、集計遊技価値が所定の大きさに達した場合の興奮を向上できる。